

福祉生活病院常任委員会資料

(令和2年3月19日)

【件名】

- 1 烏取県病院局障がい者活躍推進計画の策定について 1

病院局

鳥取県病院局障がい者活躍推進計画の策定について

令和2年3月19日
病院局総務課

令和2年4月1日に施行される改正障害者雇用促進法において、地方自治体においても事業所としての「障がい者活躍推進計画」の策定が義務付けられたところです。

病院局では、近年障がい者の法定雇用率を上回っているところですが、雇用率の更なるアップはもとより、障がいのある職員がいきいきと活躍できる職場づくりが重要です。

については、障がいのある職員がより一層活躍できる職場づくりに取り組むため、以下のとおり計画の策定を行います。

1 計画の数値目標（案）

項目	現状（令和元年度）	目標（令和6年度）
障がい者雇用率（病院局）	2.52%	2.65%

※国の指針に基づいて、5年間の計画期間で目標を設定（法定雇用率は、令和3年4月までに現行の2.5%から2.6%になる予定）

〔障がい者雇用率（病院局）の推移〕 (単位：%)

年度	H27	H28	H29	H30	R1
障がい者雇用率	1.90	2.45	2.39	2.51	2.52
法定雇用率		2.30		2.50	

※平成27年度は、6月1日時点（労働局への通報時）の雇用率が一時的に法定雇用率を下回ったが、同年11月に法定雇用率を達成した。

2 計画に盛り込む主な内容（案）

項目	新たな方策
推進体制の整備	<ul style="list-style-type: none">○障がい者雇用推進チームの新設 障がい者雇用推進者（病院局長）、病院局総務課担当者、両病院総務担当者等で構成し、障がいのある職員に対する職場定着に向けた具体的な取組みの検討や本計画のフォローアップ等を行う。○障がい者相談窓口の新設 障がいのある職員本人や、職場で支援にあたる職員が相談できる窓口を設置し、個別相談に応じるとともに、案件によっては専門の支援機関と連携して対応する。
職場定着及びキャリア形成	<ul style="list-style-type: none">○採用前実習の実施 常勤職員の採用試験の合格者は、当該者の就業経験に応じて正式採用前に、業務適応を確認するための「採用前実習」を実施し、早期の職場適応を支援する。○ならし勤務の実施 フルタイム就業の経験がない者は、本人の希望に応じ、フルタイム勤務となる正式採用前に、短時間の勤務から開始する「ならし勤務」を可能とする。○人事管理面の配慮（小休止の弾力的運用等） 障がいの特性から生じる疲労の回復を図るために、1日につき1時間以内の小休止行為の弾力的運用を行う。○障がい理解の促進 障がいのある職員とない職員が共に働きやすい職場環境の整備を図るために、全ての所属を対象とした障がい特性への理解を深める研修を開催する。

